

(文部科学省 小中一貫教育フォーラム資料より)

小中一貫教育の制度設計

小中一貫教育の2つの形態を制度化

- ①学校教育法に基づく新たな学校種 「義務教育学校」
- ②独立した小・中学校が小中一貫教育を行う 「小中一貫型小学校・中学校（仮称）」

2つの類型に共通する点

- ①現行の小・中学校の学習指導要領に基づくことを基本としたうえで、独自教科の設定、指導内容の入れ替え・移行など、設置者の判断で、一定の範囲の教育課程の特例が導入可能
- ②既存の小・中学校と同様、市町村の学校設置義務の履行対象とする。(市町村は全域で小中一貫教育を行うことも可)
- ③既存の小・中学校と同様、市町村教委による就学指定の対象校とし、入学者選抜は実施しない。

2つの類型の異なる点

	義務教育学校	小中一貫型小学校・中学校（仮称）
修業年限	9年 (転校の円滑化等のため、前半6年と後半3年の課程の区分は確保)	小・中学校と同じ
教育課程	<ul style="list-style-type: none"> ・ 9年間の教育目標の設定、9年間の系統性を確保した教育課程の編成 ・ 教育課程の特例 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 9年間の教育目標の設定、9年間の系統性を確保した教育課程の編成（要件） ・ 教育課程の特例
組織	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1人の校長 ・ 1つの教職員組織 ・ 教員は原則小中免許を併有 (当面は小学校免許で小学校課程、中学校免許で中学校課程を指導可能としつつ、免許の併有を促進) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校ごとに校長 ・ 学校ごとに教職員組織 (学校間の総合調整を担う者をあらかじめ任命、学校運営協議会の合同設置、校長の併任等、一貫教育を担保する組織運営上の措置を実施)（要件） ・ 教員は各学校種に対応した免許を保有